

都市計画決定権者一覧

都市計画の種類	大阪府決定	泉大津市決定
1 区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）	○	
2 地域地区		
①用途地域		○
②特別用途地区		○
③高層住居誘導地区		○
④高度地区・高度利用地区		○
⑤特定街区		○
⑥都市再生特別地区	○	
⑦防火地域・準防火地域		○
⑧景観地区		○
⑨風致地区	面積 10ha 以上	※2 ○
	その他	○
⑩駐車場整備地区		○
⑪臨港地区	国際戦力港湾、国際拠点港湾	○
	重要港湾	○
	その他	○
⑫緑地保全地区	※2	○
⑬近郊緑地特別保全地区	○	
⑭流通業務地区	○	
⑮生産緑地地区		○
⑯伝統的建造物群保存地区		○
⑰	航空機騒音障害防止地区	○
	航空機騒音障害防止特別地区	○
3 促進区域		
①市街地再開発促進区域		○
②土地区画整理促進区域		○
③住宅街区整備促進区域		○
④拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○
4 遊休土地転換利用促進地区		○
5 被災市街地復興推進地域		○

都市計画の種類			大阪府決定	泉大津市決定
6 都市施設				
(1)交通施設				
①道路	一般国道		○	
	府道		○	
	その他の道路			○
	自動車専用道路	高速自動車国道	○	
		阪神高速道路	○	
		その他	○	
	②都市高速鉄道		○	
③駐車場			○	
④自動車ターミナル			○	
⑤空港	空港法第4条第1項から4号 拠点空港		○	
	空港法第4条第1項5号 拠点空港		○	
	空港法第5条第1項 地方管理空港			
	その他			○
⑥その他交通施設			○	
(2)公共空地				
①公園	面積 10ha 以上	国設置	○	
		府設置	○	
	その他			○
②緑地	面積 10ha 以上	国設置	○	
		府設置	○	
	その他			○
③広場	面積 10ha 以上		○	
	その他			○
④墓園	面積 10ha 以上		○	
	その他			○
⑤その他の公共空地				○
(3)供給施設				
①水道	水道用水供給事業		○	
	その他			○
②電気・ガス供給施設				○
③地域冷暖房施設				○

都市計画の種類		大阪府決定	泉大津市決定
(4) 処理施設			
① 下水道			
公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	○	
	その他		○
流域下水道		○	
その他			○
② 汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場			○
③ その他処理施設			
	産業廃棄物処理施設	○	
	その他		○
(5) 水路			
① 河川			
	一級河川	○	
	二級河川	○	
	準用河川		○
② 運河		○	
(6) 教育文化施設			
① 学校			
	大学・高等専門学校		○
	その他		○
② その他の教育文化施設			○
(7) 医療施設			○
(8) 社会福祉施設			○
(9) 市場			○
(10) と畜場			○
(11) 火葬場			○
(12) 一団地の住宅施設			○
(13) 一団地の官公庁施設		○	
(14) 流通業務団地		○	
(15) 電気通信事業用施設			○
(16) 防風・防火・防水・防雪及び防砂施設			○
(17) 防潮施設			○

都市計画の種類		大阪府決定	泉大津市決定
7 市街地開発事業			
①土地区画整理事業	国、府が施工する面積 50ha 超	○	
	その他		○
②新住宅市街地開発事業		○	
③工業団地造成事業		○	
④市街地再開発事業	国、府が施工する面積 3ha 超	○	
	その他		○
⑤新都市基盤整備事業		○	
⑥住宅街区整備事業	国、府が施工する面積 20ha 超	○	
	その他		○
⑦防災街区整備事業	国、府が施工する面積 3ha 超	○	
	その他		○
8 市街地開発事業等の予定区域			
①新住宅市街地開発事業の予定区域		○	
②工業団地造成事業の予定区域		○	
③新都市基盤整備事業の予定区域		○	
④面積 20ha 以上の一団地の住宅施設の予定区域		○	
⑤一団地の官公庁施設の予定区域		○	
⑥流通業務団地の予定区域		○	
9 地区計画等			
①地区計画			○
②防災街区整備地区計画			○
③歴史的風致維持向上地区計画			○
④沿道地区計画			○
⑤集落地区計画			○

- ※ 1 指定都市決定の特例は、当該都市の区域内に限るものであります。(都市計画法第 87 条の 2)
- ※ 2 二以上の市町村の区域にわたるもの
- ※ 3 市が決定(変更)する場合は、大阪府に協議しなければならない。(都市計画法第 19 条)